平成２１年（フ）第１５６５号
広島市安佐南区上安１丁目10番16―406号
債務者　湯川　弘己
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６４号
広島市佐伯区海老園１丁目10番25―３号201
債務者　岡本　　緑
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４号
広島県尾道市美ノ郷町三成183番地11
債務者　川口真理子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
徳島県阿南市羽ノ浦町古庄大道ノ西７番地１
債務者　植田　栄子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７０９号
高知県吾川郡いの町天王南４丁目12番地13
債務者　沖野めぐみ
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２０号
高知市秦南町２丁目29番９号
債務者　山本　裕二
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３４号
高知県土佐市波介1547番地１
債務者　田中　久男
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３５号
高知県土佐市波介1547番地１
債務者　田中　絹枝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８５０号
高知市神田185番地36
債務者　岡村　優子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７号
高知県高岡郡四万十町米奥62番地
債務者　山﨑　住香
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１０９号
高知県高岡郡中土佐町上ノ加江2694番地
債務者　濵吉　由紀（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１１０号
高知県高岡郡四万十町平野669番地
債務者　島岡　正男
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第３６６号
福岡県久留米市北野町十郎丸2275番地６
債務者　二又　雅子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３７０号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈17番地23
債務者　渕山　春義
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５９５号
大分県別府市大字鶴見2021番地
債務者　川上　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５９６号
大分県別府市大字鶴見2021番地
債務者　川上　華恵
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６２３号
大分市南春日町４番40号　しらゆりハイツ305、住民票上の住所大分市大字奥田778番地の７
債務者　山崎　フミ
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第５１７号
宮崎市田野町乙13157番地13、前住所宮崎市生目台西４丁目１番地５
債務者　山本とし子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係